

東京高検検事長の勤務延長に関する閣議決定に抗議し撤回を求める会長声明

政府は、本年1月31日の閣議決定で、本年2月7日に退官が迫った東京高検検事長について、国家公務員法の規定を根拠に、半年後の本年8月7日まで勤務延長することを決定した。そして本年通常国会において、検察官には、国家公務員法第81条の2の定年に関する規定は適用されないが、同法第81条の3の勤務延長の規定は適用されるとして、上記閣議決定が適法であると答弁し、さらに、これまでの公権解釈では一貫して検察官の勤務延長はできないとされてきたことを認めた上で、上記閣議決定に先立ち法解釈を変更したと主張した。

しかしながら、この突然の法解釈の変更に基づく上記閣議決定は、以下に述べるとおり、法治主義はもとより、三権分立や法の支配を揺るがす重大な問題を孕み、到底看過できない。

1947年に制定された検察庁法は、第22条で検事総長の定年を65歳、その他の検察官の定年を63歳と定め、大日本帝国憲法下の旧裁判所構成法時代には存在した定年延長制度を規定せず、定年による退職の特例を一切設けていない。検察庁法制定当時、帝国議会貴族院において、政府は検察官には定年に例外を設ける弾力的な制度とはしない旨の答弁を行い、上記定年制度が現在まで例外なく運用されてきた。そして国家公務員の定年及び勤務延長を導入する国家公務員法改正案が審議された1981年の衆議院内閣委員会でも、人事院事務総局任用局長は検察官にはこれらの規定は適用されない旨答弁し、本年通常国会の衆議院予算委員会においても、人事院事務総局給与局長は上記答弁をそのまま援用した上で、「(現在まで) 同じ解釈を引き継いでいる」と答弁した。そうした法解釈を、今般、法務省や人事院の正規の決裁も経ないまま、国会に何の説明も協議もないまま、突如変更することとした、というのである。

検察官は、公益の代表者として、権力の中核にある者の犯罪をも捜査の対象とし、公訴権を独占し、厳正な刑事手続を執り行うべき立場にあり、とりわけ強い政治的中立性と独立性が求められている。こうした検察官の準司法官性から、検察官の定年制度を国家公務員法の勤務延長制度の適用対象外としてきたことには十分な理由と合理性があり、法制度として定着・確立してきたものといえる。その検察官の人事に関わる法律の、制定時及びその後何十年にもわたって維持されてきた解釈を、政府が独断で突如変更することは、法の安定性を害し、法律による行政の原則を踏みにじるものである。国会が決めた法律をどのように解釈・運用するかは時の政府次第ということになれば、政府が国会の立法権を実質的に侵害するに等しく、三権分立原則にも違背すると言わざるを得ず、また時の政治権

力の行動に枠をはめようとする法の支配をも揺るがすものである。

今般の勤務延長について、政府が、「重大かつ複雑困難事件の捜査公判」への対応を理由としていることは、国民の納得に足りる十分な説明をしているとは到底認められないのみならず、法務大臣の検察官への指揮監督を一般的なものとする事で個別事件の捜査公判への行政府の干渉を排除し、検察官の職務の公正を確保しようとした検察庁法14条の趣旨に反するものと言わざるを得ず、極めて深刻な問題を内包している。

今般の勤務延長については、次期検事総長人事をにらんだものとの指摘が各方面からなされているところ、政府は、本年2月18日の閣議で、勤務延長を閣議決定した上記東京高検検事長を検事総長に任命することも可能である旨の答弁書を決定した。政府による恣意的な法解釈・運用の変更が強行され、検察庁の厳正公平、不偏不党の理念に疑念を持たれば、刑事司法制度全体に対する国民の信頼が大きく損なわれることになりかねない。

当会は、司法の一翼を担う在野法曹として、今般の閣議決定が、法の支配や三権分立、法治主義を謳う日本国憲法に照らして許されないものであるとの立場から、同閣議決定に抗議しその撤回を求めるものである。

2020年3月30日

宮崎県弁護士会 会長 黒木昭英

